

企画競争実施の公示

令和7年2月7日

分任支出負担行為担当官

九州地方整備局北九州港湾・空港整備事務所長 北原 政宏

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1 業務概要

(1) 業務名

令和7年度新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）クラウドサービスの運用・保守

(2) 業務内容

本件は、新門司沖土砂処分場（Ⅱ期）事業における情報共有プラットフォーム（港湾整備BIM/CIMクラウド）を運用するためのクラウドサービス（サーバの利用・保守、データのアップロード及びソフトウェアライセンス）の契約を行うものである。

(3) 履行期限 令和8年3月31日

(4) 本見積に係る落札及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度本予算が成立し、予算示達がなされることを条件とする。

2 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和7・8・9年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）の競争参加資格審査申請書を提出し、受理されている者であること。さらに、開札の時点において、令和7・8・9年度の国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のA、B又はC等級に格付された九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。

(3) 企画提案書の提出期限の日から契約締結日までの期間に九州地方整備局から指名停止を受けている期間中でないこと。

(4) 技術者等に関する要件

本業務を執行するために必要な「資格」及び「経験」を持った者が、配置される予定であること。

① 配置予定技術者に必要とされる資格

説明書参照。

② 配置予定技術者に必要とされる同種業務の実績

配置予定技術者は、平成26年度以降公示日までに完了した以下に示す「同種業務」の実績を有さなければならない。

同種業務：次の①～②のいずれかの実績

①情報処理に係るシステムやプラットフォームを運用・保守した業務

②情報処理に係るシステムやプラットフォームを開発・構築

した業務

- (5) 業務実績に関する要件
企画提案書を提出する者は、上記(4)②配置予定技術者に対する要件に示される「同種業務」について、平成26年度以降公示日までに完了した業務の実績を有さなければならない。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、競争参加資格に関する公示に定める手続きを行った者を除く。
- (7) 入札説明書の交付を3(1)から直接交付を受けた者であること。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3 手続等

- (1) 担当部局
〒801-0841 北九州市門司区西海岸1-4-40
国土交通省 九州地方整備局 北九州港湾・空港整備事務所
品質管理課 品質管理係
電話 093-321-4639 E-mail kitakyu-e89gv@mlit.go.jp
- (2) 説明書の交付期間、場所及び方法
令和7年2月7日から令和7年4月3日までの土曜、日曜日及び祝日を除く毎日9時30分から17時00分まで、(1)に同じ。
説明書の交付を希望する場合は、予め(1)の担当まで事前連絡を行うこと。
なお、交付を受けた説明書を第三者に再交付してはならない。
- (3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法
令和7年2月27日11時00分まで（期限内必着）(1)に同じ。
持参、郵送（書留郵便に限る。）に限る。
- (4) 企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所 無
- (5) 企画提案書の特定については、学識経験者で構成される第三者委員会が提案書の審議を行い、その結果を聴取したうえで、提案書の特定を行う。

4 情報管理体制

受注後、本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図（別紙1）」を発注者に提出し、同意を得ること。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4) 提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、「行政機関の保有する情報の公開に関する

法律」(平成11年5月14日、法律第42号)において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。

- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) 落札決定及び契約締結は令和7年4月3日とするが、当該業務にかかる令和7年度予算成立が4月4日以降となった場合は、予算成立日とする。また、暫定予算となった場合、予算状況により、別途、契約日及び履行期間の調整を行うとともに、契約額の区分表示等を行う場合がある。
- (9) その他の詳細は説明書による。